

# 申立書提出前のチェックシート

申立書を提出される方(代理人も含まれます)は、必ず、以下の **緑枠内の事項** を確認し、必要に応じて **黒太枠内の事項** の補正を行ったうえで、該当の□に☑を入れてください。

提出する書面の中にマイナンバーが記載されていませんか？

マイナンバーが記載されたままでは提出できません。

確定申告書、源泉徴収票、住民票写し、保険・税金・生活保護関係書類等にはマイナンバーが記載されている場合あり！特に注意！！

記載なし

記載あり

申立書や添付資料に相手方に知られては困る住所(※)が記載されていませんか？

提出された申立書の写しは調停の相手の方にもお渡しします。

(※)調停の相手方に知られると、あなたや家族の生命・身体に危険が生ずる等生活をする上で支障がある場合に限られます。

しました

マイナンバー部分をマスキング(黒塗り)してください

記載なし

記載あり

申立書  
相手方に知られてもよい住所(同居中の住所など)に変更してください

実際の住所は、送達場所等の届出書に記載してください。  
\*送達場所等の届出書記載の注意事項をよくお読みください。

添付資料  
相手方に知られては困る住所をマスキング(黒塗り)してください

しました

できない

しました

当事者間秘匿の申立てが必要です。家庭裁判所にご相談ください。

チェック終了です  
申立書、添付資料及び本書面を家庭裁判所に提出してください。

裁判所の手続では、自分の情報は、自分でしっかり管理する必要があります。